



事業の区分： \_\_\_\_\_  
産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
許可の条件： \_\_\_\_\_  
許可番号： [産廃] \_\_\_\_\_ [特管] \_\_\_\_\_  
事業場の名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_

#### 4. (積替え・保管)

受注者は、予め書面により申し出を行い、承諾を得ることにより、発注者から委託された産業廃棄物の積替え・保管を受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲内で行うことができる。

積替え・保管は法令に基づき行う。この場合受注者は、この契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。

なお、積替え・保管の場所において選別は行わないこととする。

#### 第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報をあらかじめ受注者に提供しなければならない。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変更に關する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に關する事項

カ その他取扱の注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程は又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅について、あらかじめ協議の上定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載もれがある場合は、受注者は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引取ることとする。

#### 第4条 (発注者受注者の責任範囲)

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物をその積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷おろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2. 受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

3. 受注者が第1項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合は、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

#### 第5条（委託業務終了報告）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4又はB6票で代えることができる。

#### 第6条（留意事項）

受注者は、次に示す事項について、留意して作業を行うこと。

1. 作業場所付近の近隣住民に配慮し、車の徐行及び騒音に対する配慮や作業の安全確保に努めること。
2. この仕様に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。